

大阪市空家等対策計画改訂案の変更項目

は主な改訂内容 ○付数字は強化すべき取組の方向性

- 第 1 計画の目標と対象
 - ・長屋の法整備【P4】
 - ・計画の改訂について【P4】
- 第 2 大阪市の空家の現状 ……………ア
- 第 3 空家等対策の基本的な方針と目標
 - ・目標年間是正件数見直し 60 件⇒200 件←①【P13】
- 第 4 空家等の調査 ……………イ
 - ・重点調査エリアでの空家所有者への効果的な働きかけ←③【P14】
- 第 5 住民等からの空家等に関する相談への対応 ……………ウ
 - ・区相談窓口の職員の専門性向上のための連携強化を進める。←④【P15】
- 第 6 所有者等による空家等の適切な管理の促進
 - 1. 相談・普及啓発等による空家所有者等への意識啓発 ……………エ・オ
 - ・予防的な空家対策←③【P16】
 - ・市外居住の空家所有者等への意識啓発の表記修正（検討の削除）【P17】
 - ・空家管理業者の紹介制度の検討を行う。←③【P17】
 - ・地域福祉のネットワークを活用した予防的な空家対策←③【P17】
 - 2. まちづくりの視点による空家等の適正管理の促進 ……………カ
- 第 7 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進
 - 1. 区役所等における空家・空き店舗等を活用した地域活性化 ……………キ・ク
 - ・他都市による取組等【P20】
 - ・利活用事例の共有化を促す。【P20】
 - ・重点施策事業の取組の他区展開←②④【P20】
 - 2. 空家等の活用・流通促進に資する良質なストックの形成等 ……………ケ・コ
 - 3. 専門家団体や事業者等との連携強化による空家活用の促進 ……………サ
- 第 8 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処
 - ・新たな分野の対応の表記を時点修正【P28】
 - ・所有者不明物件にかかる表記の修正←⑤【P31】
- 第 9 空家等に関する対策の実施体制等について
 - ・組織変更に伴う変更【P34・37】
 - ・「検討会による先進的な取組成果の把握及び他の区へ情報共有、取組促進」を追加←②【P35】
 - ・広報強化追記←①【P36】
 - ・見直しの記述削除【P36】
 - ・33 年度以降の検討が必要なことを追記【P37】
 - ・議論する項目削除【P37】

＜参考追記＞

ア. 平成 28・29 年度の特定空家等対策の通報・是正実績について

イ. 空家相談員による空家利活用促進事業 大正区

ウ. 住吉区空家等対策推進ネットワーク会議について（士業との連携）

エ. 空家ハンドブックの作成・配布（平成 29 年度重点施策推進経費） 住吉区

オ. 地域による人と家の見守り活動支援事業（平成 30 年度重点施策推進経費）（住之江区）

カ. 住吉区空家等対策推進ネットワーク会議について（地域との連携）

キ. 利活用等促進方策検討調査（平成 29 年度重点施策推進経費）住吉区・東住吉区、
 広報紙連載記事掲載 生野区

ク. 空家等の活用の事例集

ケ. 隣地取得型戸建住宅建替

コ. 宅建業法改正に伴うインスペクションの説明などの義務化

サ. 大正・港エリア空家活用協議会、不動産コンサルティング協会の国補助事業